

旧銀行貸借対照表法

伊藤 正一

小 引

ドイツ・マルク貸借対照表法は、第三次までの補完法によって補充や変更を受けながら今日にまで及んでいるが、茲にいう旧銀行貸借対照表法 (*Altbanken-Bilanz-Gesetz*) は、このドイツ・マルク貸借対照表法に対する特別法としての関係に立つものである。正確には、「ヘルリン旧銀行の旧銀行計算書およびドイツ・マルク開始貸借対照表に関する法律——一九五三年十二月十日」 (*Gesetz über die Altbankenrechnung und die DM-Eröffnungsbilanz der Berliner Altbanken vom 10 Dez. 1953*) であり、同年同月十五日から施行せられた。全体で四節から成るが、茲に訳出するのはドイツ・マルク貸借対照表に関する、筆者のささやかな研究に直

旧銀行貸借対照表法

旧銀行貸借対照表法

接の関係のある、その第二節と第三節とである。第一節は旧銀行計算書に関する規定、第四節は他の法律の規定の適用や施行に関する終結諸規定である。

本法には更らに、その規定の補充が行われている。それは一九五五年八月一日から施行せられた「ドイツ・マルク貸借対照表法の更に行う補充と変更、ならびに旧銀行貸借対照表法の補充に関する法律」の第八節第二十四条乃至第二十九条である。「第三次ドイツ・マルク貸借対照表補充法」(Drittes D-Markbilanzergänzungs-Gesetz)と略称せられるこの法律については、その全条項につき已に訳出紹介済みであるので、茲にはこの補充に関するものは付加しなかった。篤志家は拙稿(税経通信三十三年四月号六一頁以下)について参照を願えれば幸甚である。

(一九六〇年の初夏を迎えて)

ドイツ・マルクによる開始貸借対照表(第二節)

その作成および作成日(第十一条)

ベルリンに住所を有する旧銀行は、新営業の許可せられないものについては第二十二條により、銀行業務以外の営業をもつものについては第二十三條により、ならびに西ベルリンの貯蓄銀行については第二十四條により別段の定めのあるものを除いて、ドイツ・マルクによる開始貸借対照表を、旧銀行計算書の作成日において作成すべきものとする。

財産および負債の表示(第十二條)

(一) ドイツ・マルク開始貸借対照表には、これに適用せられる項目編成規定に従い、旧銀行計算書に表示せられた財産および負債（引当金ならびに西ドイツ財産および西ドイツ負債を含む）を、同一の金額をもって引継ぐものとする。この場合旧銀行計算書は、最終の確認せられた状況に従いその基礎とすべきものとする。

(二) 扶養給付および扶養給付期待権より生ずる負債については、一九四九年四月一日に代えて旧銀行計算書の作成日を以てすることとして、ドイツ・マルク貸借対照表法第二十九条を適用する。第八条第三項による引当金額に、旧銀行計算書上西ドイツ負債として表示された引当金額を加算したものが、ドイツ・マルク貸借対照表法第二十九条第一項第一段および第二十九条第二項による引当金をドイツ・マルク開始貸借対照表上に設定するに不足するときは、少くともドイツ・マルク貸借対照表法第二十九条第一項第一段によるすべての継続中の退職給与の為に必要とする金額の引当金を、ドイツ・マルク開始貸借対照表に計上しなければならない。旧銀行計算書に表示せられた引当金がこの金額を超えるときは、その限りでドイツ・マルク貸借対照表法第二十九条第二項による期待権に対する部分的引当金を設定するものとする。

(三) 旧銀行がドイツ・マルク開始貸借対照表の確定の時に於いて、付加計算書（第四条）に表示せられた負債についても請求を受けるおそれのあるときは、ドイツ・マルク開始貸借対照表には、付加計算書に表示せられた負債をも引継ぐべきものとする。

(四) 前項の前提の存しないときは、

1 ドイツ・マルク開始貸借対照表の消極側には、債務証券による資本的負債を、付加計算書に計上すべきこの種の負債をも含めて表示し、

旧銀行貸借対照表法

2 積極側には、換算補完法第五十四条第一項により、前号に基づき消極側に付加して表示せられた金額に該当する金額の一項目を表示する。旧銀行計算書に、換算補完法第四十五条第二項により旧銀行に認められた、暫定自己資本を超える超過充当額が表示せられているときは、第一段の金額はこの超過額だけこれを減額する。

(四) 作成日に現存する財産および負債の予想の清算費用が、それに該当する収益によって償い得ないと予想せられるときは、ドイツ・マルク開始貸借対照表にそれに相当する引当金を設定しなければならない。

(六) 積極側には更らに次のものを表示すべきものとする。

1 その名目金額をもってする、換算補完法第四十五条により旧銀行に与えられた負担調整債権。

2 未払込資本金の払込に対する債権。

資本金における資本の新決定（第十三条）

その法律形態を資本金会社（株式会社、株式合資会社、有限責任会社）とする旧銀行は、第二十二条により別段のこととならない限り、ドイツ・マルク開始貸借対照表の確定に当って、その資本金（名目資本）をドイツ・マルクにより新しく決定しなければならない。

(一) 名目資本は、ドイツ・マルク開始貸借対照表に表示せられた財産が、それに表示せられた負債（引当金を含む）を超過する額のうち、積立金とせられない部分に基づいてこれを決定すべきものとする。

(二) 価値減損その他の損失のてん補の為にのみ設定せられたものでない積立金（任意積立金）は、一九四五年五月九日以前の最終の年度決算書上、任意積立金がその他の積立金と名目資本との合計額に対して有する割合に相当する金額までを限り、これをドイツ・マルク開始貸借対照表に設定することができる。但し次のものにはこ

れを適用しない。

1 第十二条第四項により表示されていない、付加計算書に計上すべき負債の償還の為の積立金。

2 西ドイツの特別計算書に、旧銀行計算書の作成日以前の日に表示せられた超過額。

(三) その他、一九四五年五月九日以前の最終の年度決算書上の表示純益金は任意積立金とし、表示欠損金は任意積立金の減額とし、表示欠損金が任意積立金より大なるときは、その他の自己資本諸項目の合計額の減額とする。

自己株式および持分（第十四条）

旧銀行計算書の作成日に旧銀行に属した自己株式又は持分は、本法の施行前に譲渡せられている限り、積極項目としてドイツ・マルク開始貸借対照表に、譲渡金額を以って計上すべきものとする。然らざる場合には、ドイツ・マルク開始貸借対照表の作成日以降は、消却せられたものとしての効力を有するものとする。

資本減価勘定（第十五条）

(一) ドイツ・マルク開始貸借対照表に引当金が設定されないときは、一九四五年五月九日以前の最終の年度決算書に表示せられた名目資本の一ライヒス・マルクに対し一ドイツ・マルクの割合による金額を最高限度として、ドイツ・マルク開始貸借対照表によって生ずる負債を超える財産の超過額の倍額まで、その名目資本を、第十三条による最終の新決定に代えて、暫定的に新らしく決定することができる。第一段により決定せられた名目資本と、ドイツ・マルク開始貸借対照表に表示せられた負債を超える財産の超過額との差額は、ドイツ・マルク開始貸借対照表の積極側に、資本減価勘定として掲げるものとする。

旧銀行貸借対照表法

(一) ドイツ・マルク開始貸借対照表法第三十六条第二項第三段および第四段ならびに第四項、第四十六条および第八十条第三項は、おそくも旧銀行に対する新営業の許可の後に来る第四次の営業年度末に、資本減価勘定を消却することとし、且つ第八十条第三項については、一九五四年十二月三十一日を、新営業の許可後の第六次営業年度末と読み替えるものとして、これを適用する。

株式および持分の名目金額（第十六条）

(一) 株式又は持分の名目金額は、名目資本の新決定に基づいてこれを決定するものとする。

(二) 株式又は持分の名目金額は、少くともドイツ・マルクに達することを要し、且つドイツ・マルクにて整除し得る金額を以つてのみ、これを決定することができる。

公法上の旧銀行（第十七条）

第十一条に該当する公法上の旧銀行については、第十三条乃至第十六条を準用する。

信用協同組合（第十八条）

(一) ベルリンに住所を有する登録協同組合の法律形態による旧銀行は、第二十二条による別段の定のある場合を除き、ドイツ・マルク開始貸借対照表の確定に当って、その持分と持分高とを新らしく決定しなければならぬ。

(二) 持分高、法定準備金およびその他の準備金（任意準備金）は、これ等を合わせて、ドイツ・マルク開始貸借対照表に表示せられる財産がそれに表示せられる負債（引当金を含む）を超える額となるように、且つ次の如くこれを定むべきものとする。

- 1 持分高は、この超える額が充分である限り、少くとも一九四五年五月九日以前の最終の年度決算書に表示せられた持分高の十ライヒス・マルクに対し一ドイツ・マルクに当るようこれを決定すること。
- 2 持分高は準備金に対し、一九四五年五月九日以前の最終の年度決算書によるものよりは、有利な割合とならないこと。

3 任意積立金は、第十二条第四項により表示されていない付加計算書に計上すべき負債項目を超える限り、持分高と法定準備金との合計額に対して、一九四五年五月九日以前の最終の年度決算書によるものよりは、有利な割合とならないこと。

(三) 一九四五年五月九日以前の最終の年度決算書上の表示利益金は任意積立金とし、繰越欠損金は任意積立金の減額とし、繰越欠損金が任意積立金より大なるときは、その他の自己資本項目の合計額の減額とする。

(四) 持分は、ドイツ・マルクによるその金額の、ライヒス・マルクによるその金額に対する割合が、ドイツ・マルクによる持分高の、一九四五年五月九日以前の最終の年度決算書によるライヒス・マルクのその金額に対する割合と、同一の割合となるようこれを決定するものとする。

旧銀行計算書の修正の効力（第十九条）

(一) ドイツ・マルク開始貸借対照表の確定後においてする旧銀行計算書の修正は、またドイツ・マルク開始貸借対照表の修正ならびに修正前に確定せられたドイツ・マルクによる年度決算書の修正としての効力を有する。

この種の修正により生ずる積極項目または消極項目の表示における変更は、修正が確認せられるその営業年度の年度決算書上に表示し、営業報告書においてこれを明らかにすべきものとする。第十二条第三項に該当するとき

旧銀行貸借対照表法

は、付加計算書の修正についてもこれを適用する。第十二条第二項第二段によりドイツ・マルク開始貸借対照表に、旧銀行計算書におけるものより多額の扶養給付の引当金を設定すべきときには、ドイツ・マルク開始貸借対照表の修正とはならない。

(二) 前項による修正によって、財産が負債を超える超過額を減少せしめるときは、この減少額は、

- 1 任意積立金に課し、

- 2 任意積立金にて不足するときは、価値減損および損失のてん補の為に設けられた積立金に課し、
- 3 この積立金にても不足するときは、資本修正勘定として貸借対照表の積極側に表示すべきものとする。資本修正勘定の存続する限り、純益を流出せしめもしくはこれを積立金に繰入れてはならない。

(三) 第一項による修正によって、財産が負債を超える超過額を増加せしめるときは、この増加額は、

- 1 資本減価勘定または資本修正勘定の存続する限り、これ等の勘定の消却に用い、
- 2 その他は、第十三条第三項および第十八条第二項の規定を顧慮して、積立金にこれを繰入れるものとする。

付加計算書に表示せられた負債の、後よりする引継（第二十条）

(一) ドイツ・マルク開始貸借対照表の確定後に、旧銀行が付加計算書に表示せられた負債についても請求され得べきことが確定せられたときは、これに表示せられた項目は、已に第十二条第四項により表示せられていない限り、旧銀行の次の年度決算書にこれを負債として表示すべきものとする。

(二) この場合この目的の為に設けられた積立金はこれを取崩すものとする。この積立金が、旧銀行が財産の計上額の修正によりもしくは欠損表示を伴わないその他の方法で、貸借対照表上の相殺を行わないでは不足する場

合には、先ずその他の任意積立金を取崩すものとし、これにてもなお不足するときは、その他の積立金を取崩すものとする。

(三) すべての積立金の取崩によつても、欠損の表示をなさないでする貸借対照表上の相殺をなし得ないときは、超過額はこれを年度決算書に資本修正勘定として表示することができる。資本修正勘定の存続する限り、純益はこれを流出せしめもしくは積立金に繰入れてはならない。

期間（第二十一条）

(一) ドイツ・マルク開始貸借対照表の作成、提出、確定ならびに公示については、年度決算書に関する法律ならびに定款の規定を適用する。

(二) 期間は、新営業の許可に続く第四月に開始する。但し早くとも旧銀行計算書の確認に続く月とする。年度決算書についての当該の期間もまた、営業年度の満了がその前にある限り、この日に開始するものとする。

新営業の許可せられない旧銀行（第二十二条）

(一) 新営業の許可せられない旧銀行については、ドイツ・マルク開始貸借対照表のなお作成せられていない限り、確認せられた旧銀行計算書が、旧銀行計算書の作成日におけるドイツ・マルク開始貸借対照表の効力を有する。第十二条第三項乃至第六項はこれを準用する。

(二) 前項は次のものには適用しない。

a 換算法第四十二次施行令第一条により、ドイツ・マルクによる開始貸借対照表を作成し、換算補完法第四十四条により、そのベルリンの負債をこれに掲げるべき、連邦地域に住所を有する旧銀行

旧銀行貸借対照表法

- b その住所を一九四八年六月二十一日において連邦地域にもベルリンにも有せず、これをこの時以後において連邦地域に移転せしめた、もしくは移転せしめる旧銀行。
- (三) 第一項にかかげる旧銀行のその他の計算処理については、検査、確定および公示を要しない。第六条第三項第四号はこれを準用する。

個々の信用機関に対する特別規定

銀行業務以外の業務をもつ旧銀行(第二十三条)

- (一) 銀行業務以外の業務をもつ旧銀行については、銀行業務に属する財産および負債のみにつき、旧銀行計算書に関する規定を適用する。
- (二) ドイツ・マルク開始貸借対照表は、一九五一年一月九日付、「ベルリンに住所をもつ営利及び経済協同組合の法律関係に関する法律」(命令公報Iの二四九頁)の規定を顧慮して、銀行業務以外の業務につきドイツ・マルク貸借対照表法の規定に従ってこれを作成し、旧銀行計算書に掲げる財産(旧銀行に帰属する負担調整債権を含む)および負債を、これに引継いで修正すべきものとする。第十二条、第十九条および第二十條はこれを準用する。

西ベルリンの貯蓄銀行(第二十四条)

- (一) 一九四五年五月九日以前に取得もしくは創設せられた、ベルリン市の貯蓄銀行の財産および負債が、西ベ

ルリンの貯蓄銀行に移転しているときは、本法の規定をこれに準用する。旧銀行計算書は一九五三年一月一日付で作成すべきものとする。

(二) 一九四九年四月一日付で作成せられた西ベルリンの貯蓄銀行のドイツ・マルク開始貸借照表は、

1 旧銀行計算書にかかげる財産および負債

2 ベルリン建築貯蓄公庫（西ベルリン貯蓄銀行部）の換算計算書にかかげる財産および負債

をこれに引継いで修正するものとする。第十二条、第十九条および第二十条はこれを準用する。個々の計算書に属する貸借対照表項目は、特に明瞭にこれを表示すべきものとする。

有限責任ベルリン国民銀行（西部）登録組合（第二十五条）

(一) 有限責任ベルリン国民銀行（西部）登録組合については、一九五一年一月九日付「ベルリンに住所をもつ営利及び経済協同組合の法律関係に関する法律」（命令公報Ⅰの二四九頁）の規定を顧慮して、一九四九年四月一日付でドイツ・マルク開始貸借対照表を作成するものとする。

(二) 本法第十二条第一項の規定、ならびに換算補充令に関する施行規則第十一号第三条第一項および第四条乃至第七条はこれを準用する。

(三) 持分高および持分については、一九四五年五月九日以前の最終の年度決算書を、有限責任ベルリン国民銀行登録組合のライヒス・マルクによる状態（換算補充令に関する施行規則第一号第二条）と読み替えることとして、第十八条を適用する。

(以上)